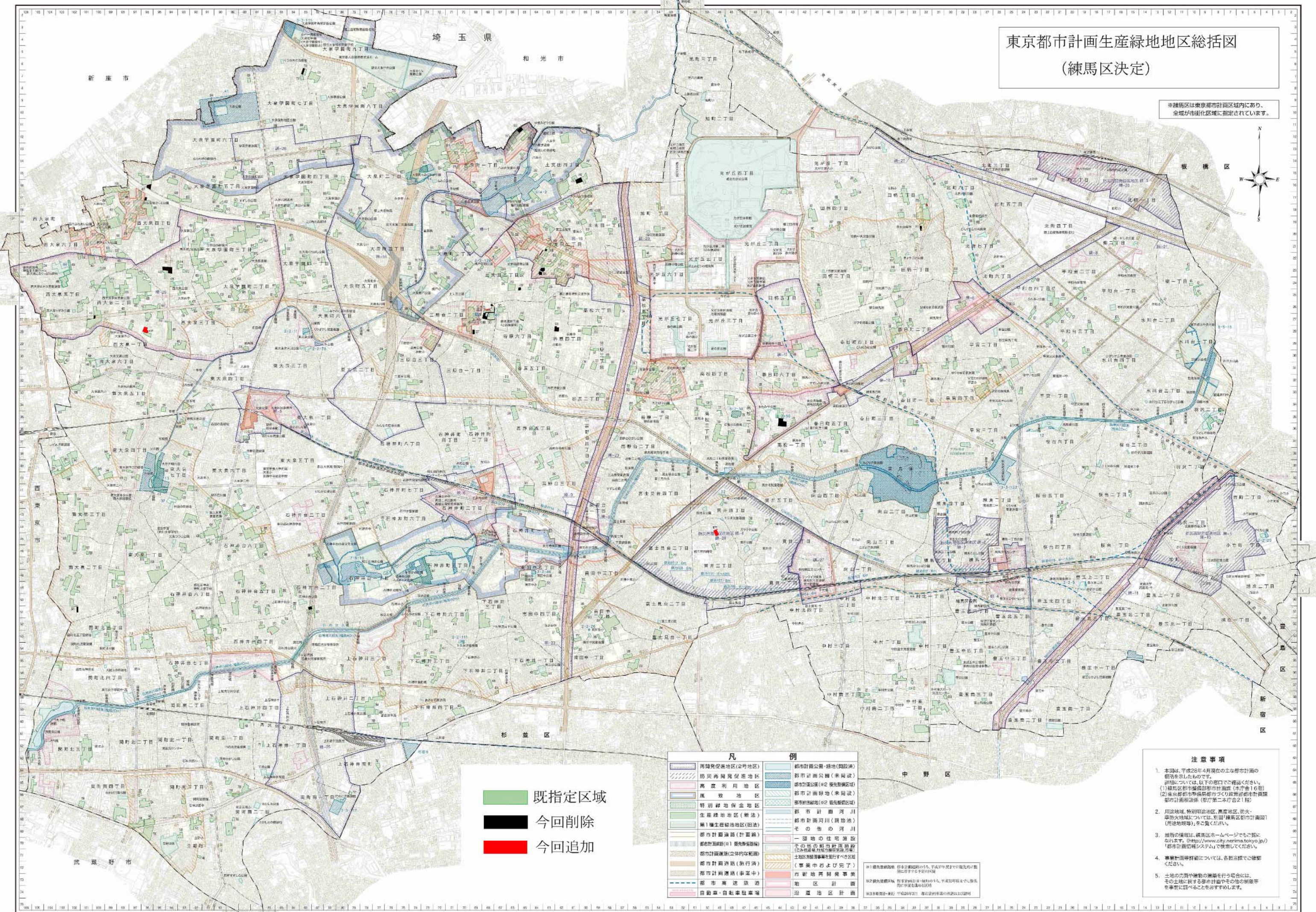


# 東京都市計画生産緑地地区総括図 (練馬区決定)

※練馬区は東京都市計画区域内にあり、  
全域が市街化区域に指定されています。



■ 既指定区域  
■ 今回削除  
■ 今回追加

凡 例	
	再開発促進地区(2号地区)
	防災再開発促進地区
	高度利用地区
	風致地区
	特別緑地保全地区
	生産緑地地区(新法)
	第1種生産緑地地区(旧法)
	都市計画道路(計画線)
	都市計画道路(既設線)
	都市計画道路(立体的な計画)
	都市計画道路(新行線)
	都市計画道路(事業中)
	自動車・自転車駐車場
	都市計画公園・緑地(開設済)
	都市計画公園(未開設)
	都市計画公園(※2 優先開発区域)
	都市計画緑地(未開設)
	都市計画緑地(※2 優先開発区域)
	都市計画河川
	都市計画河川(開助地)
	その他の河川
	一団地の住宅道路
	その他の都市計画道路 (1号地区・2号地区・3号地区) 土地開発競争を進行すべき区域 (事業中および完了)
	市街地再開発事業
	地区計画
	沿道地区計画

- ### 注意事項
- 本図は、平成28年4月現在の主な都市計画の概略を示したものです。  
詳細については、以下の窓口でご確認ください。  
(1)練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16号)  
(2)東京都市計画事務所練馬支所(練馬区都市計画課)  
都市計画課(練馬区本庁舎21号)
  - 用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域については、別途「練馬区都市計画図」(用途地域等)をご覧ください。
  - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。  
(<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>)  
「都市計画情報システム」でも検索してください。
  - 事業計画等詳細については、各担当課でご確認ください。
  - 土地の売買や建物の譲渡を行う場合には、その土地に関する都市計画やその他の制度等を事前に調べることをおすすめします。